

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)</p>	
<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の時 <u>又は以下の各号の時</u> から損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>一 <u>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限</u></p> <p>二 <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）第3条第12号による事故にあっては償還期限</u></p> <p>三 <u>貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日</u></p> <p>四 <u>限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004）第4条第14号による事故にあっては決済期限</u></p> <p>五 <u>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005）第2条第12号による事故にあっては決済期限</u></p> <p>六 <u>簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）第12条第14号による事故にあっては決済期限</u></p> <p>七 <u>前払購入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）第3条第11号による事故にあっては前払金の返還期限</u></p> <p>八 <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）第3条第12号による事故にあっては償還期限</u></p> <p>九 <u>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日</u></p> <p>十 <u>スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 -</u></p>	<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から <u>（貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）第3条第12号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005）第2条第12号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）第12条第14号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）第3条第11号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）第3条第12号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日から）</u> 損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p>	<p>技術的な改正</p> <p>前払輸入保険を前払購入保険に改正、及びスワップ取引保険の創設に伴う改正 (以下同じ)</p>

<p><u>00003) 第3条第12号による事故にあっては最終支払期日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>一 全ての事案において講ずる措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険金請求までの間、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、保険事故が生じた荷為替手形の振出人、支払人その他これらに準ずる者のうち支払の責任を負う者（以下「支払人等」という。）、輸出保証の相手方、前払<u>購入</u>契約の相手方、被保険投資の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者、<u>スワップ取引の相手方、確認信用状の発行銀行</u>、若しくは賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）又はこれらの者の取引先債権者の情報、現地情報等の収集を行うこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 回収に係る権利行使等の相手方について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続（以下「破産手続等」という。）が開始された場合には、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講ずること。</p> <p>へ～ト (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一 全ての事案において講ずる措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険金請求までの間、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、保険事故が生じた荷為替手形の振出人、支払人その他これらに準ずる者のうち支払の責任を負う者（以下「支払人等」という。）、輸出保証の相手方、前払<u>輸入</u>契約の相手方、被保険投資の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは賠償責任を負う者（以下「回収に係る権利行使等の相手方」という。）又はこれらの者の取引先債権者の情報、現地情報等の収集を行うこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 回収に係る権利行使等の相手方について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続<u>き</u>（以下「破産手続等」という。）が開始された場合には、債権届出等、当該国その他の外国の法令に定められた措置その他これらに準ずる回収のために必要な措置を講ずること。</p> <p>へ～ト (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>(債務確認書)</p> <p>第4条 手形、ILC決済又は<u>確認信用状</u>の場合を除き、支払人等の債務不履行に基づき保険金の支払の請求を行う場合、被保険者は、次の各号の内容が確認できる書類（以下「債務確認書」という。）を支払人等から取得し、被保険者その他保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）がこれを日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(債務確認書)</p> <p>第4条 手形又はILC決済の場合を除き、支払人等の債務不履行に基づき保険金の支払の請求を行う場合、被保険者は、<u>各約款上の「その他必要な書類」として</u>、次の各号の内容が確認できる書類（以下「債務確認書」という。）を支払人等から取得し、被保険者その他保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）がこれを日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>信用状確認保険の創設に伴う改正</p>

2～4 (略)	2～4 (略)	
<p>(回収金の納付等における取得比率)</p> <p>第7条 貿易代金貸付保険、輸出手形保険、前払<u>購入</u>保険、<u>海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険又は信用状確認保険</u>の各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたり用いる算式中、「支払保険金額」／「損失額」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付等における取得比率)</p> <p>第7条 貿易代金貸付保険、輸出手形保険、前払<u>輸入</u>保険<u>又は</u>海外事業資金貸付保険の各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたり用いる算式中、「支払保険金額」／「損失額」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(株式等による回収等)</p> <p>第9条 日本貿易保険又は被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還、<u>前払金の返還、又は解約清算金等の支払</u>(以下「代金等の支払等」という。)に代えて、回収に係る権利行使等の相手方から株式、社債又は公債等(以下本条において「株式等」という。)を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する回収があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株式等による回収等)</p> <p>第9条 日本貿易保険又は被保険者が代金、賃貸料若しくは対価の支払、借入金の償還<u>又は</u>前払金の返還(以下「代金等の支払等」という。)に代えて、回収に係る権利行使等の相手方から株式、社債又は公債等(以下本条において「株式等」という。)を取得した場合には、当該株式等に係る配当金及び売却代金等を受領した時に各約款に規定する回収があったものとみなす。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(回収義務等の履行状況報告)</p> <p>第11条 被保険者は、輸出契約等について被保険者が行使しうる債権の回収に関して次に掲げる事由が発生したときは、<u>日本貿易保険が定める手続に従って</u>、当該事由の発生について日本貿易保険に遅滞なく報告しなければならない。ただし、各約款上、日本貿易保険が権利行使等の委任後、指示を行うことができる旨規定されている場合、第2号から第5号までに基づく報告は、日本貿易保険の指示するところによる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(回収義務等の履行状況報告)</p> <p>第11条 被保険者は、輸出契約等について被保険者が行使しうる債権の回収に関して次に掲げる事由が発生したときは、<u>各約款に基づき</u>、当該事由の発生について<u>各手続細則の定めるところに従い</u>、日本貿易保険に遅滞なく報告しなければならない。ただし、各約款上、日本貿易保険が権利行使等の委任後、指示を行うことができる旨規定されている場合、第2号から第5号までに基づく報告は、日本貿易保険の指示するところによる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>前払購入保険及び信用状確認保険においては、手続細則は設けず、手続はホームページに掲載予定(以下同じ)</p>
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認)</p> <p>第13条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って、保険の目的の譲渡の承認申請があった場合、当該申</p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認)</p> <p>第13条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って、保険の目的の譲渡の承認申請があった場合、当該申</p>	

<p>請に係る譲渡が次の各号のいずれかに該当するときであって、かつ、譲受予定者が被保険者として適格性を有しているとき認めるときには、原則として<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って保険の目的の譲渡承認を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 保険の目的が<u>貿易代金貸付、海外事業資金貸付又はスワップ取引</u>の場合にあつては、シンジケーションの変更に伴って譲渡が行われるとき</p> <p>五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>請に係る譲渡が次の各号のいずれかに該当するときであって、かつ、譲受予定者が被保険者として適格性を有しているとき認めるときには、原則として<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って保険の目的の譲渡承認を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 保険の目的が<u>貸付契約又は海外事業資金貸付</u>の場合にあつては、シンジケーションの変更に伴って譲渡が行われるとき</p> <p>五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第15条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る質権の設定の承諾申請があつた場合、質権者が被保険者として適格性を有しているとき認めるときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って質権設定の承諾を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険の目的を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りでない。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りでない。</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第15条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る質権の設定の承諾申請があつた場合、質権者が被保険者として適格性を有しているとき認めるときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って質権設定の承諾を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険の目的を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りで<u>は</u>ない。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りで<u>は</u>ない。</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>表記ゆれ対応</p>

<p>(譲渡担保設定に係る承諾)</p> <p>第16条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、譲渡担保権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他譲渡担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、<u>日本貿易保険が定める手続</u>に従って譲渡担保設定の承諾を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険の目的を譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りでない。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(譲渡担保設定に係る承諾)</p> <p>第16条 日本貿易保険は、被保険者から、<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って、保険の目的又は保険金請求権に係る譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、譲渡担保権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他譲渡担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、<u>各約款及び手続細則の規定</u>に従って譲渡担保設定の承諾を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険の目的を譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(電子メール等の取扱い)</p> <p>第23条 <u>保険の申込に際し、輸出契約等の相手方又は前払購入契約の相手方（以下「輸出契約等の相手方等」という。）からの電子メール、電報又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等又は前払購入契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって当該輸出契約等又は前払購入契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。</u></p> <p>2 <u>輸出者等又は前払購入者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約等の相手方等の応諾サインのある輸出契約書等若しくは前払購入契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保険金の請求をする場合には、輸出契約等又は前払購入契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。</u></p>		手続細則の内容を移行
<p><u>附 則</u></p>		

<p><u>この改正は、令和6年3月15日から実施する。</u></p>		
--------------------------------------	--	--